

## これまでの議論の整理

しりょう  
資料 1

### 【第1回作業班】

- ・ 知的障害者本人にもホームヘルパーの資格をとりやすいようにする必要がある。
- ・ 地域生活における金銭管理に関する支援が必要である。
- ・ 本人活動を奨励してもらいたい。
- ・ 一人暮らしをしている知的障害者は、急病の時の対処に支援が必要である。
- ・ 施設からグループホームでの生活にスムーズに移行するための訓練の場所を増やす必要がある。
- ・ 公営住宅のグループホーム利用の拡大や単身入居など住宅確保が課題である。
  - ・ グループホームやアパート生活者に家賃補助が必要である。
  - ・ 地域生活支援センターを施設に附置するのではなく、利用しやすい場所に設置する必要がある。
  - ・ ホームヘルプサービスやグループホームにおいてどういう支援をしているかということについては、事例の集積により実態を把握すべきである。
  - ・ 公的サービスとしてホームヘルプサービスをどのように使っていったら

いいのかといった観点の議論が必要である。

- 施設から地域に移行する際の支援、家族から自立をしていく際の支援、

金銭管理や権利擁護など生活の大変な部分に関する支援などいくつかの

類型に分けて議論する必要がある。

- 地域生活を支える総合相談窓口、手続き支援、権利擁護などに関する議論

が必要である。

- グループホームの世話人やホームヘルパーの質の向上について議論が

必要である。

- 知的障害者相談員の活用とケアマネジメントの制度化が必要である。

- 相談支援やケアマネジメント従事者の研修の充実が必要である。

- グループホームというのは何を目指した制度なのか、どういう支援をす

る制度なのかという点を明らかにする必要がある。

- 高齢者施設を有効に活用するなど、高齢・障害の別や障害種別を超えた

相互乗り入れの仕組みが必要である。

- ホームヘルプサービスによって対応しているニーズは、既存のサービス

を柔軟に活用することにより対応可能となる。

- 市町村合併が進む中で、市町村単位の仕組みと広域的な仕組みという

観点から今後の支援の在り方を考えることが必要である。

だいにかいさぎょうはん  
【第2回作業班】

ひろせあきひこし  
**廣瀬明彦氏**

- ・ 23年前に無認可の共同作業所を開設して以来、利用者を入所施設に送らないということと、出会ったニーズには誠実に応えるという二つの方針のもとにサービスを提供してきた。
- ・ ニーズを尊重する立場から、宿泊体験、レスパイトサービス、制度創設前からのグループホーム運営などを法人の自助努力として実施してきた。
- ・ ケアマネジメントの試行事業を実施したことにより、サービス調整会議による解決課題の共有化、障害児の放課後対応などが確立した。
- ・ 家族との同居からグループホームでの生活への移行をスムーズにするためのプログラムが重要である。
- ・ 地域での暮らしの選択肢として、グループホームでの生活から一人暮らしへの支援を確立する必要がある。
- ・ 障害の重い人が利用するグループホームについては、制度的な裏付けと地域のインフォーマルな支援の双方が必要である。
- ・ 地域生活支援については公的なサービスが最低限のベースを確保するための手立てが必要である一方で、インフォーマルなサービスを組織化し

ていくような仕組みを作っていくかないと、本当の意味で地域に暮らすことにはならない。

やまだまさるし  
**山田 優氏**

- ・ 入所施設から地域への移行は、本人が何を望んでいるかを最も大切にしながら進められるべきである。
- ・ 地域での暮らしを支える多様な仕組みについて、本人の主体的な選択を支える相談窓口の役割が極めて大きい。長野県ではすべての障害保健福祉圏域に総合相談支援センターを設置する見込みである。
- ・ 入所施設から地域への移行を進めるため、グループホーム整備や重度障害者への加算などを県単独で実施している。
- ・ 入所施設からグループホームに移った人について、希望があれば一人暮らしに移行できる仕組みも必要である。
- ・ 入所施設から地域への移行には、暮らす場と、多様な日中活動の場と、土日にサポートしてくれる人が必要である。また、権利擁護のシステムが十分に機能することが必要である。
- ・ 支援費制度には、利用者のニーズに対応できる財政基盤の確立を望む。
- ・ グループホームに関する県単の補助は、国の制度の嵩上げであるため、国のグループホームのか所数が確保されるかどうかが危惧される。

**瀬戸本むつみ氏**

- 居住地から離れた養護学校に通う児童生徒にとって学齢期から地域社会に参加することが重要である。
- 学校週5日制を契機として、子どもたちの余暇活動支援にPTAとして取組を始め、地域の人のつながりを広げる中で様々なプログラムを用意した。
- 障害を持っている子どもたちは「お客様」ではなく、地域で一緒に暮らしている「仲間」だということを理解してもらうことが課題である。
- 支援費制度は、年齢によって支給を制限する市町村があるなど、自治体の対応にバラつきがある。
- 小さい頃から「上手に支援を受ける方法」を身につけることが将来の自立にとって重要であり、支援費の支給に年齢による制限を設けるべきではない。
- 支援費は中程度の障害に適合するように設計されていると感じられ、軽度や重度の人には非常に使いづらい。
- 軽度障害の場合は、必ずしも1対1でヘルパーが対応する必要はない。例えば友だち同士で出かける時に5~6人のグループにヘルパーが1人対応するといった使い方を認めてほしい。

・ ホームヘルパーが医療的ケアを行えるようになれば、障害が重く

医療的ニーズのある子どもたちの社会参加が相当広がる。

・ 地域に設置されているファミリー・サポート・センターや通常学校の週

5日制対応の活動では、障害児に対応できるスタッフがいないなどのた

め利用できないといった問題がある。

・ 障害児専用の活動を地域に作ったり補助をすることは無駄であるが、

地域にある社会資源を障害のある子どもにも使えるようにしてほしい。

・ 利用者が一定のモラルを持つことが前提になるが、必要なサービスは

確保してほしい。特に学齢期の子どもたちの通学へのホームヘルプサー

ビス利用の必要性が高い。

・ 養護学校への送迎を制度的に支えてほしい。

### 【**さぎょうはんいいん 作業班委員**】

・ グループホームで生活する知的障害者は、支援の必要度によってスタッ

フのかかわり方に大きな差があり、本人が生活支援センターを訪れて

必要な支援内容を表明するケース、生活支援センターの職員がグル

ープホームを訪問して本人のニーズを聞き出すケース、世話人が同居し、

かつ生活支援センターの職員が訪問するケースなどに分かれる。

- ・ グループホームで生活する知的障害者にとって、食事など共通の要素は世話を人が対応し、余暇活動や社会参加など個別性の高いニーズについては、ホームヘルプや地域の社会資源を活用すべきである。
- ・ 支援が必要だから 24 時間のすべてをホームヘルプでまかなうということではなく、日中活動、居住、余暇活動など本人のニーズに応じた社会資源の有効な活用方法を考える必要がある。
- ・ 一人暮らしをしている知的障害者には、日常生活支援の類型が必要である。
- ・ グループホームの区分に常時見守りが必要な人への支援を反映させることが必要である。
- ・ 本人の活動範囲を広げるため、現行よりも小規模なデイサービス事業所を認めることが必要である。
- ・ グループホームについて、区分2の加算や重度者が4人以上入居している場合の加算を都単独で実施している。
- ・ 体験型グループホームモデル事業として、家庭から離れた生活を体験する地域密着型を実施している。施設退所者の地域での自立生活を目指す施設設置型を平成16年度から実施予定である。
- ・ グループホームについては、家賃助成、設置費等補助、整備費等補助を都

たんどく じっし  
单独で実施している。

- ・ 平成15年6月現在のグループホーム入居者の実態調査を実施した。

へいきんねんれい さい しゅうにゅうげつがく えん やちん へいきん えん  
平均年齢は37.5才、収入月額が141,000円、家賃の平均が34,900円、

ない ひょうふたん しょくひ えん きょうえきひ えん  
グループホーム内で費用負担する食費が24,000円、共益費が12,000円、

りょうしゃ ふたんきん ごうけい えん しきゅうけっていくぶん くぶん  
利用者の負担金の合計は71,000円となっている。支給決定区分では区分

1が17.4%などとなっている。

- ・ 入所施設から地域へ出るために、半年ぐらい宿泊しながら地域生活を

たいけん ば じりつせいかつ かのう  
体験できる場があれば、自立生活が可能になる。

- ・ 本人活動の場において、たとえば10人に1人といった形でホームヘルパー

りょう  
一が利用できるようにしてほしい。